

第73期



定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月25日(水曜日)
午前10時

場 所

神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜 2F
TKPガーデンシティ横浜ホールA

決議事項

- 第1号議案 取締役
(監査等委員であるものを除く)
4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件

株式会社アイスコ

証券コード：7698

証券コード 7698

2025年6月10日

(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

横浜市泉区新橋町1212番地

株 式 会 社 ア イ ス コ

代表取締役 相 原 貴 久

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第73期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.iceco.co.jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- 1. 日 時** 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
- 2. 場 所** 神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜2F TKPガーデンシティ横浜ホールA
- 3. 目的事項** **報告事項** 第73期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
- 決議事項** 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2025年6月25日（水）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時30分）

＜代理人により議決権を行使される場合＞

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができますこととなっております。ただし、代理権を証明する書面（委任状等）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合

▶書面（郵送）



行使期限 2025年6月24日（火）午後5時

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主様の個人情報を保護するための「記載面保護シール」を同封しております。議決権行使書のご返送の際にご使用ください。

▶インターネット



行使期限 2025年6月24日（火）午後5時

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次頁をご覧ください。

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

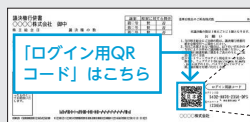
インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、当日ご出席の場合は、インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

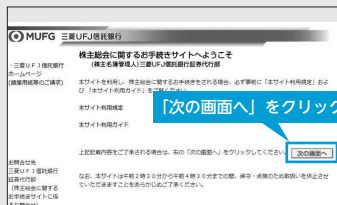
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

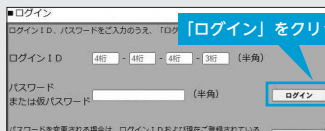


ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- インターネットによる議決権行使は、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議により決定しております。また、本議案に関し、監査等委員会は、当社の企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

あい はら たか ひさ
相 原 貴 久

生年月日

1971年5月24日

所有する当社の株式数

195,000株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月 当社入社
1999年 6月 取締役総務部長
2002年 3月 株式会社大我産業(現当社)専務取締役
2002年 5月 専務取締役
2018年 6月 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

相原貴久氏は、事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、経営全般において強いリーダーシップを発揮しており、当社のさらなる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

あい はら とし たか
相 原 敏 貴

生年月日

1947年12月4日

所有する当社の株式数

225,000株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年4月 相原冷菓店入社
1972年4月 株式会社相原冷菓に改称(現当社)専務取締役
1992年3月 株式会社大我産業(現当社)代表取締役社長
1992年5月 株式会社相原冷菓と高島物産株式会社が合併し、株式会社アイスコ
発足 代表取締役社長
2018年6月 代表取締役会長
2022年6月 取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

相原敏貴氏は、経営者として企業経営に関する幅広い見識を有し、創業当初から当社の成長に大きく貢献しており、その豊富な経験と能力を当社の経営に反映するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

み く に しん
三 國 慎

生年月日

1972年11月20日

所有する当社の株式数

16,200株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 オハヨー乳業株式会社 入社
2015年7月 同社取締役
2016年4月 オハヨー乳業株式会社 専務取締役
2016年4月 日本カバヤ・オハヨーホールディングス株式会社 執行役員
2020年6月 当社取締役社長付
2020年10月 専務取締役(現任)

取締役候補者とした理由

三國慎氏は、食品業界における豊富な経験を通じた経営全般及び営業・マーケティング業務に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

なが の ひろ たか
永 野 泰 敬

生年月日
1990年 9月25日

所有する当社の株式数
なし



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年 2 月 有限責任監査法人トーマツ入所
2016年12月 公認会計士登録
2017年 5 月 当社入社
2017年 7 月 当社経営企画室長
2018年 1 月 取締役CFO（現任）

取締役候補者とした理由

永野泰敬氏は、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

おか みや けん いち
岡 宮 健 一

生年月日

1959年9月29日

所有する当社の株式数

なし



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社神奈川相互銀行(現株式会社神奈川銀行) 入行
2005年7月 同行 根岸支店長
2013年4月 株式会社グランパ 出向 経営管理本部長兼財務部長
2017年2月 一般社団法人横浜銀行協会 出向
2019年10月 同社 転籍
2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

再任

社外

独立

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要について

岡宮健一氏は、長年の金融機関での豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

なか だ まさ あき
中 田 雅 明

生年月日

1958年4月5日

所有する当社の株式数

3,600株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 株式会社岡村製作所（現株式会社オカムラ） 入社
1994年1月 株式会社魚力 入社
1996年6月 同社取締役
2011年6月 同社代表取締役社長
2017年6月 同社取締役相談役就任
2018年6月 当社社外取締役
2019年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

再任

社外

独立

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要について

中田雅明氏は、株式会社魚力での豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

えの もと しんいちろう
榎 本 進一郎

生年月日

1974年10月11日

所有する当社の株式数

なし



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 司法研修所 入所
2002年10月 弁護士登録(神奈川県弁護士会)
箕山総合法律事務所(現箕山・榎本総合法律事務所) 入所(現任)
2019年6月 当社社外監査役
2019年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

再任

社外

独立

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要について

榎本進一郎氏は、弁護士として、法律に対する専門知識と豊富な経験を有しており、独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡宮健一氏、中田雅明氏及び榎本進一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
岡宮健一氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。
中田雅明氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、7年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は6年となります。
榎本進一郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、6年となります。なお、同氏は当社の社外取締役就任前1年において当社の社外監査役でありました。
4. 当社は岡宮健一氏、中田雅明氏及び榎本進一郎氏の選任が承認された場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 議案が原案どおり可決されますと、役員の構成は次のとおりとなります。

氏 名			専門性と経験					指名報酬 委員会
			企業経営	事業戦略	財務会計	ガバナンス・ リスク管理	法律	
取締役 (監査等委員を除く)	相 原 貴 久	再 任	●	●				●
	相 原 敏 貴	再 任	●	●				
	三 國 慎	再 任	●	●				
	永 野 泰 敬	再 任	●		●	●		
取締役 (監査等委員)	岡 宮 健 一	再 任 社 外 独 立			●	●		●
	中 田 雅 明	再 任 社 外 独 立	●	●	●	●		●
	榎 本 進一郎	再 任 社 外 独 立				●	●	

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善するなど、景気は緩やかな回復傾向が続いておりますが、米国の政策動向が国内の景気を下押しするリスク等が懸念されており、景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

当社が身を置く食品流通業及びスーパーマーケット業につきましては、円安の進行や原材料価格の高騰に伴う食品の値上げにより、消費者の節約志向がより一層進行することで、消費マインドが冷え込む厳しい経営環境となっております。

このような情勢のなか、当社は当事業年度よりスタートした第二次中期経営計画において「環境変化への徹底対応」を基本方針とし、3つの重点テーマである「人的資本経営の実践」、「収益力の改革加速」及び「新規事業の育成」を進めております。その一環である物流網構築の強化策として、埼玉県に関東マザーセンター（仮称）を建設することを決定しました。関東マザーセンター（仮称）は、経済産業省の「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」に採択されており、当社初となる冷凍の立体自動倉庫の導入を予定し、サテライト拠点の展開をさらに推し進めることが可能となります。また、2024年7月には横浜市金沢区に横浜営業所を着工し、2025年4月に稼働いたしました。新規事業の冷凍食品専門店「FROZEN JOE'S」は、2024年7月に横浜市泉区の「ゆめが丘ソラトス」内に3号店を出店し、事業拡大に向けて取り組んでおります。

加えて資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、株主優待制度を新設いたしました。引き続き企業価値の向上に取り組んでまいります。

当事業年度はドラッグストアやディスカунストアといった主要得意先との取引が堅調に推移したことにより、売上高は54,717百万円（前期比8.4%増）、売上総利益は9,573百万円（前期比10.6%増）となりました。また、利益面については、人的資本経営の実践のため人事制度の改定や、採用を強化した結果、人件費や採用費が増加しましたが、配送効率の改善やスーパーマーケット事業の収益が改善した結果、販売費及び一般管理費は8,945百万円（前期比9.0%増）、営業利益は627百万円（前期比38.8%増）、経常利益は691百万円（前期比38.9%増）、当期純利益は481百万円（前期比51.1%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

a. フロージン事業

フロージン事業につきましては、売上高は、主要得意先であるドラッグストアの新規出店等により堅調に推移いたしました。利益面につきましては、人的資本経営の実践のため人事制度の改定や、採用を強化した結果、人件費や採用費が増加しましたが、配送効率の改善により前年を上回りました。

以上の結果、フロージン事業の売上高は47,688百万円（前期比8.5%増）、セグメント利益は553百万円（前期比4.6%増）となりました。

b. スーパーマーケット事業

スーパーマーケット事業につきましては、低価格商品ニーズへの対応を進めながら、商品の鮮度・品質・品揃えに徹底的にこだわった販売を行い、管理コストの削減や、販売促進費の見直し等、抜本的な改革に取り組んだ結果、スーパーマーケット事業の売上高は7,029百万円（前期比7.6%増）、セグメント利益は73百万円（前期はセグメント損失77百万円）と黒字化を達成いたしました。

セグメント別	売上高	構成比
フロージン事業	47,688百万円	87.2%
スーパーマーケット事業	7,029百万円	12.8%
合計	54,717百万円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,047百万円であります。

その主なものは、フロージン事業において、横浜営業所建物等662百万円、配送用トラック262百万円、サーバー設備57百万円、冷凍食品専門店内装工事32百万円であります。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金及び運転資金として760百万円を銀行借入により資金調達いたしました。

(4) 当社が対処すべき課題

当社は、10年ビジョン「iceco VISION 2030」を定め、卸業界内でオンリーワンのポジションを確立し、収益力でフロージン卸業界ナンバーワンを目指しております。当事業年度は第一次中期経営計画の最終年度であり、外部環境の変化によるコスト上昇など、厳しい経営環境が続いておりますが、一定の成果を得ることができました。

2024年度は新たに2025年3月期～2027年3月期の3カ年を対象とした第二次中期経営計画の初年度となります。第二次中期経営計画では前中期経営計画の課題を踏襲しつつ、「環境変化への徹底対応」を基本方針とし、以下の課題に取り組んでまいります。

① **人的資本経営の実践**

当社のフローズン事業が提供するフルメンテナンスサービスは、配送だけでなく納品や発注等の専門性が必要となり、人材採用や人材育成などの人的資本への投資が、売上の増加や生産性の向上に寄与するものと考えております。人材確保をより強化するために、週休3日制などの多様な働き方への対応や、評価制度への改定を推進するとともに、現場での教育体制を整え、業務の標準化や社員教育を徹底して行ってまいります。

② **収益力の改革加速**

収益力の改革を加速するため、サテライト拠点をはじめとする配送効率の高い配送拠点の新設や、現在の配送拠点の統廃合による物流効率向上を進めながら、北関東及び東海エリアの売上を拡大してまいります。加えて物流のDXを推進し、運転・配送業務の可視化・合理化を図ってまいります。

③ 新規事業の育成

第一次中期経営計画のテーマ「新規事業の創出」の次ステップとしてFROZEN JOE'Sの収益化と出店を加速させてまいります。また、海外戦略として海外で人気の高い冷凍食品やアイスクリームの仕入や、日本国内製造品の販路拡大先として日本食ニーズの高い海外マーケットを中心に販売ルートを確立してまいります。

④ コンプライアンス経営の推進・徹底

事業の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要と考えております。企業の社会的な信頼性を高めるために、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、全従業員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年度 第70期	2022年度 第71期	2023年度 第72期	2024年度 (当事業年度) 第73期
売 上 高 (百万円)	42,264	44,886	50,498	54,717
経 常 利 益 (百万円)	409	179	497	691
当 期 純 利 益 (百万円)	255	144	318	481
1 株当たり当期純利益 (円)	67.45	37.65	82.33	123.46
総 資 産 (百万円)	14,860	15,124	16,756	17,357
純 資 産 (百万円)	3,072	3,166	3,431	3,839
1 株当たり純資産額 (円)	805.46	822.09	881.67	982.71

(注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な営業所および店舗 (2025年3月31日現在)

名 称	営 業 所 数	所 在 地
本 社	1	神奈川県
物 流 セ ン タ ー	3	神奈川県、千葉県、埼玉県
営 業 所	10	神奈川県2カ所、東京都、埼玉県、静岡県3カ所、愛知県3カ所
サ テ ラ イ ト 拠 点	2	茨城県、三重県
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 店 舗	8	神奈川県8カ所

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事 業 部 門	従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
フ ロ ー ズ ン 事 業	736名	104名	37.8歳	5.0年
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 事 業	96名	△5名	42.4歳	10.9年
そ の 他	18名	△1名	44.2歳	9.7年
合 計	850名	98名	38.5歳	5.7年

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	821百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	398百万円
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行	374百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	270百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	265百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	264百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	39百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	39百万円

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,905,900株

(3) 株主数 6,799名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社KANコーポレーション	1,350,000	34.56
相原敏貴	225,000	5.76
相原貴久	195,000	4.99
江崎グリコ株式会社	150,000	3.84
アイスコ従業員持株会	149,710	3.83
相原久子	105,000	2.68
和田享	93,500	2.39
相原みゆき	90,000	2.30
青木哲也	80,000	2.04
大洋建設株式会社	60,400	1.54

(注) 1. 当社は、自己株式96株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数(株)	交付対象者
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1,800	1名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	相 原 貴 久	
取 締 役 会 長	相 原 敏 貴	
専 務 取 締 役	三 國 慎	
取 締 役	永 野 泰 敬	C F O
取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 宮 健 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 田 雅 明	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	榎 本 進 一 郎	箕山・榎本総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役岡宮健一、中田雅明及び榎本進一郎は、社外取締役であります。
2. 2024年6月25日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって三上和美氏は任期満了に伴い取締役を退任いたしました。
3. 取締役岡宮健一、中田雅明及び榎本進一郎は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 重要な社内会議における情報共有及び内部監査室との連携を密に図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、岡宮健一を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（監査等委員）中田雅明は、上場企業の財務経理部門や代表取締役社長としての業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社では、業務執行体制を強化し、より機動的かつ効率的な業務運営を行うために、執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	役 割
常 務 執 行 役 員	相 原 大 輔	フローズン事業部長
執 行 役 員	岸 裕 一	フローズン事業部 営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 取締役の報酬の基本方針

当社は取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、役職、業績、会社への貢献度や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。なお、取締役会は指名報酬委員会の答申を尊重しており、報酬等の額は決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬額の限度内において、常勤、非常勤の別、業務区分の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

b. 固定報酬

固定報酬は、役職、職責に応じて他社の報酬水準、当社の業績等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。

ｃ．非金銭報酬等

非金銭報酬等として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬は、役職、職責に応じて他社の報酬水準、当社の業績等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議は2019年10月10日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）については年額200,000千円以内（決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名）、監査等委員である取締役については、年額30,000千円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議いただいております。また、2022年6月24日開催の第70期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、支給する金銭債権の総額を年額30,000千円以内（決議時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は4名）と決議いただいております。

③ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	110,094 (600)	105,117 (600)	— (—)	4,977 (—)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	10,125 (10,125)	10,125 (10,125)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 1. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して株式報酬を交付しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）榎本進一郎氏は、箕山・榎本総合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）	岡 宮 健 一	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の任意の諮問機関である指名報酬委員会には2回中2回に出席し、当社の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、当社の監査体制の強化にあたり、金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	中 田 雅 明	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の任意の諮問機関である指名報酬委員会には2回中2回に出席し、当社の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。 さらに、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、当社の監査体制の強化にあたり、豊富な業務経験と幅広い見識を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	榎 本 進一郎	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、当社の監査体制の強化にあたり、弁護士としての法律に関する豊富な知識と経験を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、「I care everybody company ～あらゆる人々に慈しみの心をもって接する企業でありたい～」という企業理念を指針とし、企業の社会的責任を果たしてまいります。監査等委員会を含む複数の独立社外取締役を設置することにより取締役の職務執行の監督・監査を行う体制をとり、コンプライアンス経営を推進します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の文書については、「取締役会規程」に基づき作成され、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、業務上のリスクを適切、迅速に管理、コントロールすることにより経営の安定を図っております。自然災害リスク等の有事の際は「リスク管理規程」の定めに従って、迅速な情報収集と適切な対応が実現できる体制を確立しております。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行っております。また、取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を毎月開催し、執行状況を確認することにより、取締役会の決定事項の徹底を図っております。

5. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な取締役及び使用人を配置するものとしております。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員会へ報告するものとしております。また、監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めるものとしております。
- ② 監査等委員会に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしております。

7. 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行っております。また、監査等委員会は、内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるようにしております。なお、監査等委員会は当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人からの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど、連携を図れるようにしております。

さらに監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人、内部監査室より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し、連携を図っております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要政策の一つであると考えており、業績や将来の事業展開、収益力の向上、財務体質の強化のための内部留保などを総合的に勘案しつつ、安定した配当及び株主優待を継続することを基本方針としております。

当事業年度の1株当たり配当金は、中間配当19円00銭（株式分割前）をお支払いしております。期末配当については10円00銭をお支払いすることといたしました。

なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。この他当社は中間配当及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	9,668,902	流動負債	10,331,769
現金及び預金	1,470,557	支払手形及び買掛金	8,150,028
受取手形及び売掛金	5,016,186	1年内返済予定の長期借入金	392,174
商品	840,032	未払金	671,249
未収入金	2,321,079	未払費用	657,084
その他	21,675	未払法人税等	176,377
貸倒引当金	△629	未払消費税等	65,438
		賞与引当金	162,407
		その他	57,008
固定資産	7,688,572	固定負債	3,186,305
有形固定資産	6,308,185	長期借入金	2,082,090
建物	2,312,620	長期未払金	155,100
機械及び装置	283,092	退職給付引当金	787,922
車両運搬具	184,014	資産除去債務	122,524
工具、器具及び備品	141,137	その他	38,668
土地	3,241,859		
建設仮勘定	10,920	負債合計	13,518,075
その他	134,541		
無形固定資産	77,295	純資産の部	
ソフトウェア	70,226	株主資本	3,838,592
その他	7,068	資本金	377,663
投資その他の資産	1,303,091	資本剰余金	302,663
投資有価証券	19,562	資本準備金	302,663
繰延税金資産	592,299	利益剰余金	3,158,381
保険積立金	15,837	利益準備金	12,818
差入保証金	667,985	その他利益剰余金	3,145,563
その他	8,313	圧縮積立金	44,073
貸倒引当金	△907	繰越利益剰余金	3,101,490
		自己株式	△117
		評価・換算差額等	△301
		その他有価証券評価差額金	△301
		新株予約権	1,109
資産合計	17,357,474	純資産合計	3,839,399
		負債・純資産合計	17,357,474

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		54,717,434
売上原価		45,143,989
売上総利益		9,573,444
販売費及び一般管理費		8,945,465
営業利益		627,979
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	10,695	
不動産賃貸料	51,471	
有価証券売却益	9,316	
雑収入	31,740	
その他	1,017	104,241
営業外費用		
支払利息	23,635	
不動産賃貸費用	14,530	
その他	2,430	40,596
経常利益		691,624
税引前当期純利益		691,624
法人税、住民税及び事業税	255,654	
法人税等調整額	△45,693	209,960
当期純利益		481,663

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
2024年4月1日残高	372,065	297,065	297,065	12,818	4,846	44,647	2,689,037	2,751,350
事業年度中の変動額								
新株の発行	5,598	5,598	5,598					
剰余金の配当							△74,057	△74,057
税率変更による積立金の 調整額						△574		△574
特別償却準備金の取崩し					△4,846		4,846	－
当期純利益							481,663	481,663
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	5,598	5,598	5,598	－	△4,846	△574	412,452	407,031
2025年3月31日残高	377,663	302,663	302,663	12,818	－	44,073	3,101,490	3,158,381

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日残高	－	3,420,481	9,489	9,489	1,178	3,431,149
事業年度中の変動額						
新株の発行		11,196				11,196
剰余金の配当		△74,057				△74,057
税率変更による積立金の 調整額		△574				△574
特別償却準備金の取崩し		－				－
当期純利益		481,663				481,663
自己株式の取得	△117	△117				△117
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△9,791	△9,791	△69	△9,860
事業年度中の変動額合計	△117	418,110	△9,791	△9,791	△69	408,249
2025年3月31日残高	△117	3,838,592	△301	△301	1,109	3,839,399

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品…………… フローズン事業

総平均法による原価法。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

スーパーマーケット事業

売価還元法による原価法、ただし、生鮮食品等一部商品については最終仕入原価法によっております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～45年
機械及び装置	6～17年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) フローズン事業

主にアイスクリーム、冷凍食品等の商品の卸売りから収益を獲得しております。フローズン事業の顧客との販売契約において、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引き渡し時点から概ね3カ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) スーパーマーケット事業

主に生鮮食品等の商品の小売りから収益を獲得しております。商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引き渡し時点から概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1．当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	592,299千円
--------	-----------

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社は将来減算一時差異に対して、将来の事業計画を基礎として将来の収益力に基づく課税所得の見積りを実施し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(2) 主要な仮定

過去3年及び当期の各事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類2」に該当すると判断し、スケジュールリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定には売上高の成長率及び粗利率が含まれております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の主要な仮定は、法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等を考慮しております。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産

建物	1,669,051千円
土地	2,483,717千円
計	<u>4,152,769千円</u>

(上記に対応する債務)

支払手形及び買掛金	1,280,657千円
1年以内返済予定の長期借入金	292,130千円
長期借入金	<u>1,837,266千円</u>
計	<u>3,410,053千円</u>

2．有形固定資産の減価償却累計額 4,100,251千円

3．当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	4,580,000千円
借入実行残高	<u>一千円</u>
借入未実行残高	<u>4,580,000千円</u>

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 3,905,900株

2．当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 96株

3．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月28日 取締役会	普通株式	36,957千円	19.0円	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	37,099千円	19.0円	2024年9月30日	2024年12月16日

（注）2024年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は株式分割前の金額を記載しております。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	39,058千円	10.0円	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(注) 2024年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は株式分割後の金額を記載しております。

5. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 193,200株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	243,783千円
賞与引当金	48,787千円
減損損失	53,988千円
棚卸資産	66,256千円
資産除去債務	37,909千円
未払費用	107,985千円
長期未払金	47,987千円
未払事業税	9,835千円
その他	11,142千円
繰延税金資産小計	627,676千円
評価性引当額	△268千円
繰延税金資産合計	627,408千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	15,363千円
圧縮積立金	19,745千円
繰延税金負債合計	35,108千円
繰延税金資産純額	592,299千円

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一時的な余資の運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資資金の確保のための資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金はほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、短期借入金は運転資金、長期借入金は設備投資のための必要資金の調達を目的としたものであります。これらは担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、資金調達にかかる流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	19,562	19,562	—
差入保証金	667,985	657,637	△10,347
資産計	687,548	677,200	△10,347
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	2,474,264	2,461,794	△12,469
負債計	2,474,264	2,461,794	△12,469

(※)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,470,557	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,016,186	—	—	—
未収入金	2,321,079	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの(公社債)	—	19,562	—	—
差入保証金	15,788	107,832	32,563	511,800
合計	8,823,612	127,395	32,563	511,800

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	392,174	353,724	290,900	253,580	174,820	1,009,066
合計	392,174	353,724	290,900	253,580	174,820	1,009,066

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
債券				
その他有価証券のうち満期 があるもの（公社債）	—	19,562	—	19,562
資産計	—	19,562	—	19,562

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	657,637	—	657,637
資産計	—	657,637	—	657,637
長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	—	2,461,794	—	2,461,794
負債計	—	2,461,794	—	2,461,794

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期を見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	フローズン事業	スーパーマーケット事業	計
商品の販売	47,670,885	6,994,042	54,664,928
その他	17,143	35,362	52,506
顧客との契約から生じる収益	47,688,029	7,029,405	54,717,434
外部顧客への売上高	47,688,029	7,029,405	54,717,434

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

VIII. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 982円71銭

1 株当たり当期純利益 123円46銭

(注) 2024年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定し記載しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社アイスコ
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有 岡 照 晃
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 健 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイスコの2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社アイスコ 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 宮 健 一 ㊞

監査等委員 中 田 雅 明 ㊞

監査等委員 榎 本 進一郎 ㊞

(注) 監査等委員岡宮健一、中田雅明及び榎本進一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

定時株主総会会場ご案内図



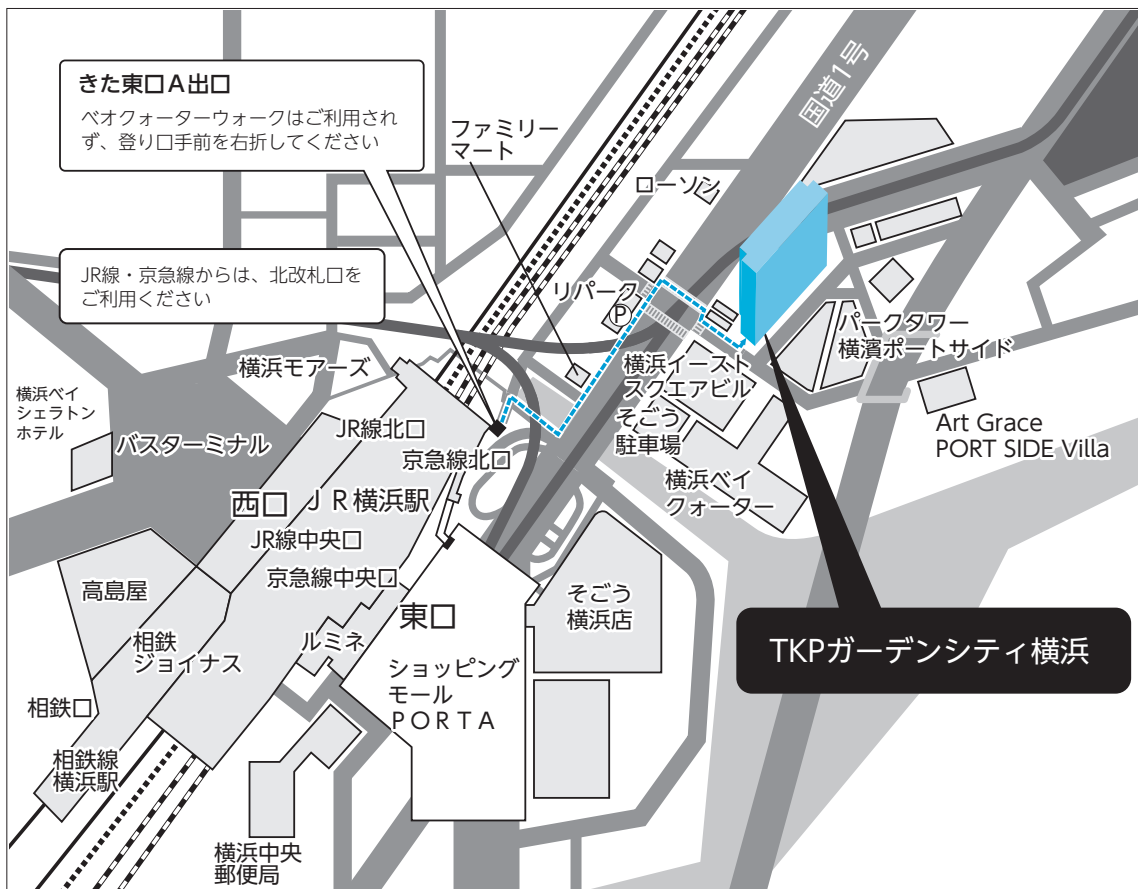
2025年6月25日(水曜日)
午前10時

日時



場所

神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜 2F TKPガーデンシティ横浜ホールA
電話：045-450-6317



交通機関

JR みなとみらい線 東急東横線 京急本線
「横浜駅」きた東口A出口より徒歩5分

横浜市営地下鉄ブルーライン 相鉄本線
「横浜駅」徒歩15分

